

# 大分県報

平成二十九年  
号外（二二）  
三月三十日

（木曜日）

## 目次

### 規則

- 大分県税条例施行規則の一部改正……………
- 児童福祉法施行細則の一部改正……………
- 指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正……………

### 〇規則

大分県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十九年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 大分県規則第三号

#### 大分県税条例施行規則の一部を改正する規則

大分県税条例施行規則（昭和二十五年大分県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第五十六号様式の五の注ニ中「市福祉事務所長、町村長、大分県福祉保健部高齢者福祉課長又は保健所長の発行する」とを改正する。

第五十七号様式の五の五中「学校法人名」や「法人名」及び「学校を設置する学校法人」や「学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を設置する者」及び「又は幼児」や「若しくは幼児又は園児」に改める。

#### 附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十九年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 大分県規則第四号

#### 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和六十二年大分県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三号様式の二の付表四中

従業者の職種・員数	指 導 員		保 育 士		児童福祉施設管理員		機能訓練担当員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
従業者数	常勤 (人)	非常勤 (人)						
備 考								
基準上の必要人数 (人)								
備 考								
設備	指 導 訓 練 室							
備 考								
基準上の必要人数 (人)								
備 考								
従業者数	常勤 (人)	非常勤 (人)						
備 考								
基準上の必要人数 (人)								
備 考								
従業者の職種・員数	児童指導員		保育士		児童福祉施設管理員		機能訓練担当員	
従業者数	常勤 (人)	非常勤 (人)	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
備 考								
基準上の必要人数 (人)								

を

設備	従業員	嘱託医	看護師	指導員	障害福祉サービス経験者
				専従	兼務
備考	従業員数	常勤（人）	非常勤（人）	基準上の必要人数（人）	

め、同様式の付表六（その二）中

看護師		を										看護師		障害福祉サービス経験者	
専従	※兼務	専従	※兼務	専従	※兼務	専従	※兼務	専従	※兼務	専従	※兼務	専従	※兼務	専従	※兼務

に改め

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第五号

指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

（指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第一条 指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の次に次の一条を加える。

（運営規程に定める事項）

第四十九条の二 条例第百八十三条の二の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 六 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、「賃金及び条例第七十九条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- 七 通常の事業の実施地域
- 八 サービスの利用に当たつての留意事項
- 九 緊急時等における対応方法
- 十 非常災害対策
- 十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十二 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十三 その他運営に関する重要事項

第五十条中「第十九条」及び「第十九条中「第九十条」とあるのは「第八十四条において準用する条例第九十条」とを削る。

第二条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正（障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十七条の二」に改める。  
第七章中第十八条の前に次の一条を加える。

（運営規程に定める事項）

第十七条の二 条例第七十一条の二の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
  - 二 職員の職種、員数及び職務の内容
  - 三 営業日及び営業時間
  - 四 利用定員
  - 五 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
  - 六 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び条例第七十九条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
  - 七 通常の事業の実施地域
  - 八 サービスの利用に当たつての留意事項
  - 九 緊急時等における対応方法
  - 十 非常災害対策
  - 十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
  - 十二 虐待の防止のための措置に関する事項
  - 十三 その他運営に関する重要事項
- 第二十条中「及び第六条から第八条まで」を「、第六条及び第七条」に改め、「、第八条中「第三十六条」とあるのは「第八十四条において準用する条例第三十六条と」を削る。

第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正）  
年大分県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

第四号様式中「指定就労継続支援B型事業所・生活介護事業所」を「生活介護事業所・就労継続支援A型事業所・就労継続支援B型事業所」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第三条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。